

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 8 年 2 月 3 日 (水)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚 生 労 働 省 健 康 局
難 病 対 策 課

目 次

	頁
1. 難病対策について	
(1) 難病対策について……………	1
① 「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」について……………	1
② 医療費助成の対象となる疾病の拡大……………	1
(2) 難病法に基づく大都市特例の施行等について……………	1
① 大都市特例の施行（事務の委譲）……………	1
② 地方分権改革（義務付け・枠付けの見直しの対応）……………	1
(3) 平成28年度予算（案）及び各種事業について……………	1
① 難病医療費等負担金について……………	2
② 特定疾患治療研究事業について……………	2
③ 療養生活環境整備事業について……………	3
④ 難病特別対策推進事業について……………	3
⑤ 難治性疾患等政策研究事業／難治性疾患克服研究事業について……………	5
⑥ 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業について……………	5
⑦ 難病情報センター事業について……………	5
⑧ 難病相談支援センター間のネットワーク支援事業について……………	5
⑨ 特定疾患医療従事者研修事業について……………	5
⑩ 難病患者サポート事業について……………	5
⑪ C J Dサーベイランス体制の強化等について……………	6
⑫ その他関連事業について……………	6
2. 小児慢性特定疾病対策について	
(1) 「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする 児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」について……………	7
(2) 平成28年度予算（案）における事業について……………	7
① 小児慢性特定疾病医療費負担金について……………	7
② 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について……………	7
③ 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業について……………	8
④ 小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業について……………	8
⑤ 小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業について……………	8
3. ハンセン病対策について	
(1) ハンセン病問題の経緯について……………	8
① 私立ハンセン病療養所における療養等の確保……………	9
② 社会復帰の支援及び社会生活の援助……………	9
③ 名誉回復及び死没者の追悼……………	9
④ 親族に対する援護……………	9
(2) 地方公共団体におけるハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施について……………	9
① 普及啓発について……………	10
② 相談及び情報の提供等について……………	10
③ 年金生活者等支援臨時福祉給付金について……………	10
④ 情報の共有及び連携について……………	10
(3) 厚生労働省におけるハンセン病問題の解決に向けた主な取組について……………	11
① らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の提訴期限について……………	11
② 国立ハンセン病資料館について……………	11
③ 重監房資料館について……………	11
④ ハンセン病問題に関するシンポジウムについて……………	11
⑤ らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日について……………	12

1. 難病対策について

(1) 難病対策について

①「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」について
平成27年9月に、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」が策定された。この基本方針に基づき、指定難病、難病相談支援センター、医療提供体制等に係る検討を進め、平成28年度以降においても難病相談支援センターの体制強化等について計画的に取り組むこととしている。

②医療費助成の対象となる疾病の拡大

難病法の医療費助成の対象となる疾病については、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会での議論を踏まえ、306疾病が指定されているところである。

また、本年度中に、同委員会での議論を再開することとしている。

(2) 難病法に基づく大都市特例の施行等について

①大都市特例の施行（事務の委譲）

難病法第40条に基づく、都道府県から指定都市への事務の委譲が、平成30年度に予定されており、今後、御意見を頂くこととしているので御協力をお願いする。

②地方分権改革（義務付け・枠付けの見直しの対応）

平成27年12月22日に閣議決定された「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、医療受給者証の交付に係る事務について、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上や地方公共団体の事務負担の軽減の観点から検討を行う旨等が掲げられているところ。ついては、都道府県等を始めとした関係者の意見を聴きながら検討を実施したいと考えているため、御協力をお願いする。

また、緊急その他やむを得ない場合には医療受給者証に名称が記載された指定医療機関以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができる。ところ、実施主体である地方公共団体の判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能である旨を、当該閣議決定に基づき、近日中に通知予定であるので、御承知おきいただきたい。

(3) 平成28年度予算（案）及び各種事業について

平成28年度予算（案）においては、

- ・ 難病患者に対する法律に基づく医療費助成制度（難病医療費等負担金）
- ・ スモン等の特定疾患患者の医療費負担を軽減する特定疾患治療研究事業
- ・ 難病相談支援センター事業等による地域における難病患者の生活支援
- ・ 難治性疾患の原因解明や治療法の確立に向けた難治性疾患等政策研究事業／難治性疾患克服研究事業

など、難病対策を総合的に推進・充実することとしており、総額1,269億円を計上した。

①難病医療費等負担金について

難病法に基づく特定医療に要する経費として、1,148億円の予算を計上している。都道府県においては、医療費助成の認定事務手続に多大な御尽力を頂いているが、引き続き御協力をお願いする。

②特定疾患治療研究事業について

「スモン」、「プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）」、「難治性肝炎のうち劇症肝炎」及び「重症急性膵炎」について、引き続き患者の医療費の負担軽減を図るため8億円を計上している。

なお「難治性肝炎のうち劇症肝炎」及び「重症急性膵炎」については、平成26年12月31日までに当該疾患により当該事業の対象患者として認定され、その後も継続的に認定基準を満たしている場合のみ引き続き当該事業の対象となる。

特定疾患治療研究事業におけるスモンの取扱いについて

- 1) スモン(SMON)は、整腸剤キノホルムの副作用による障害で、「亜急脊髄・視神経・末梢神経障害」の略である。主症状は視覚、感覚、運動障害であるが、このほか中枢神経及び末梢神経が侵されることによる様々な症が全身に幅広く併発する疾患であることが認められている(注)。
- 2) スモン患者に対する医療費については、スモンの患者救済策の観点から特定疾患治療研究事業の対象として、医療費の自己負担分を公費負担（補助率：10／10）としている。
- 3) 難病法の施行に伴い、スモンが指定難病ではないことから、一部で医療費助成がなくなると誤認している事案がみられる。

各都道府県におかれては、スモン患者については、薬害の被害者であることを十分御理解の上、引き続き特定疾患治療研究事業の適用であることを医療機関等にも事あるごとに周知いただくようお願いする。

(注) 症状

神経症状（下肢の異常知覚、自律神経障害、頑固な腹部症状等）を始めとして、循環器系及び泌尿器系の疾病のほか、骨折、白内障、振戦、高血圧、慢性疼痛、めまい、不節痛、腰痛など、歯科疾患を含め、今なお、全身に様々な症状が幅広く併発することから、診療・治療に当たってはスモンによる影響を十分配慮することが必要となっている。

※ 症状の例示であって、スモンの全ての症状を記載しているものではない。

③療養生活環境整備事業について

本事業は、難病法第28条に基づき、難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を目的としている。

ア 難病相談支援センター事業 (平成28年度予算(案) 4.5億円)

難病患者等の療養上及び日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域の難病患者等への支援を一層推進するため、平成15年度から開始し、現在全都道府県でセンターの設置を行って頂いている。

平成28年度予算(案)では、センターの実施体制の強化を図るため対前年度約1.4億円増の4.5億円を計上したところである。今後、地域の様々な支援機関と連携して難病の患者に対する支援を展開している等の先駆的な取組を行うセンターに対し、一定の要件を定め補助金を交付することを検討しているので、各都道府県においては、引き続き相談員等の人材育成及び運営に要する予算の確保等をお願いする。

なお、平成25年度からハローワークにおける就労支援の一環として、「難病患者就職サポーター」が配置されているが、平成27年度から全国47か所に配置されているため、難病相談支援センターにおいて、ハローワークや患者会等とも十分に連携を図って頂き、地域の実情に応じた就労支援対策など積極的に推進されるようお願いする。

イ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 (平成28年度予算(案) 10百万円)

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るための経費を計上している。

ウ 在宅人工呼吸器使用患者訪問支援事業 (平成28年度予算(案) 1.4億円)

A L S等の在宅人工呼吸器使用患者に対して、原則として1日につき4回目以降の訪問看護について、実施事業者に対する助成を行うための経費を計上している。

④難病特別対策推進事業について

難病患者の受入病院の確保、在宅療養上の適切な支援、難病患者とその家族の生活の質の向上に資することを目的として実施しており、3億円を計上している。都道府県においては、平素より御尽力頂いているが、引き続き事業の実施及び充実に向けて積極的に推進されるようお願いする。

ア 難病医療提供体制整備事業 (平成28年度予算(案) 1.3億円)

難病患者の医療提供体制の推進や入院・療養施設の確保を目的に、難病医療を

重点的に行っている医療機関において、地域の医療従事者等に対する研修等を行うとともに、「難病医療コーディネーター」を配置し、難病患者の医療体制の整備等を図るものであり、引き続き体制の確保に向けた取組をお願いする。

また、在宅療養中の難病患者であって、介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を各都道府県の拠点病院等に確保するための事業についても、引き続き積極的な活用をお願いする。

イ 難病患者地域支援対策推進事業 (平成28年度予算(案) 1.2億円)

難病患者の在宅療養の生活の質の向上を図るため、①患者ごとの在宅療養支援計画の策定・評価事業、②医療相談事業、③難病患者等への訪問相談員の育成、④訪問指導(診療)事業、⑤地域における難病対策地域協議会の運営を推進して頂いている。

各都道府県・保健所設置市・特別区においては、難病法に規定する「難病対策地域協議会」*の設置や、保健所を中心に地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関と十分な連携、地域の実情に応じた支援について、特段の御配慮をお願いする。

※ 厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業「難病患者への支援体制に関する研究」における調査結果(平成27年度)では、都道府県における難病対策地域協議会の実施状況は約6割となっている。難病対策地域協議会については、適宜、現行の保健所で実施されている連絡協議会などを活用して対応をお願いしたい。

ウ 神経難病患者在宅医療支援事業 (平成28年度予算(案) 6.7百万円)

診断の困難な神経難病の早期確定診断を行うとともに、当該神経難病患者等の療養上の不安を解消し、安定した療養生活を確保するため、都道府県等に配置した専門医による在宅医療支援チームを派遣する体制を一般診療医の要請により確保することを主な目的としており、引き続き体制の確保に向けた取組をお願いする。

エ 難病患者認定適正化事業 (平成28年度予算(案) 38百万円)

難病指定医の指定に必要な「都道府県知事が行う研修」に要する経費のほか、都道府県において難病患者の実態を明らかにし、それぞれの病状に合わせた難病対策の向上に役立てるため、申請に関する情報を一元的に管理するための経費を計上している。

オ 指定難病審査会 (平成28年度予算(案) 13百万円)

難病法第6条第1項に基づき、支給認定を受けようとする指定難病の患者からの申請について審査を行うため設置する指定難病審査会の運営に要する経費を計上している。

⑤難治性疾患等政策研究事業／難治性疾患克服研究事業*について

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに、難病政策と一体となった調査研究を推進するため101億円を計上した。

※難治性疾患克服研究事業については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において実施される。

⑥難病対策の推進のための患者データ登録整備事業について

難病患者データの精度の向上と有効活用を図るため、新たな患者データ登録システムを開発するための経費として1.1億円を計上した。

なお、本システムは、平成29年度の運用開始を目指している。

⑦難病情報センター事業について

難病情報センターホームページでは、順次内容の充実を図っており、平成26年度で月平均約239万件のアクセスがなされるなど、難病患者やその御家族、医療関係者などに御活用頂いている。

都道府県においては、引き続き管内の保健所等を通じ難病情報センターの積極的な普及をお願いするとともに、インターネットの活用が困難な難病患者への情報提供についても特段の御配慮をお願いする。

(掲載先URL：難病情報センター (<http://www.nanbyou.or.jp/>))

⑧難病相談支援センター間のネットワーク支援事業について

全国の難病相談支援センターの取組内容等について情報提供するためのネットワークの整備を公益財団法人難病医学研究財団において進めてきたところである。

現在34の難病相談支援センターにおいて利用されているが、未利用のセンターにおいては、本ネットワークシステムを活用し、難病患者及びその御家族の方に対する相談支援や他の難病相談支援センターとの連携強化・相互支援に取り組んで頂きたいので、各都道府県においても御配慮をお願いする。

⑨特定疾患医療従事者研修事業について

国立保健医療科学院において、地域保健活動に従事する保健師及び難病相談支援センターの職員に対する研修を実施している。都道府県等においては、引き続き研修の周知及び職員の参加について特段の御配慮をお願いする。

⑩難病患者サポート事業について

難病患者・患者家族の療養上・生活上の不安・ストレスの解消に向けた支援や、患者団体等の活動を支援を行うため、平成23年度から実施しており、引き続き支援策の充実を図ることとしている。

⑪ C J Dサーベイランス体制の強化等について

クロイツフェルト・ヤコブ病（C J D）等に関するサーベイランスについては、厚生労働科学研究班のC J Dサーベイランス委員会（以下「委員会」という。）が臨床調査個人票及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定に基づくC J Dの届出などに基づく症例の把握により実施している。

C J D等はその病態が特殊であり、迅速な患者発生状況と臨床情報の把握が必要であることから、従来、関係通知により委員会等に対する情報提供の徹底について依頼しており、引き続き御協力をお願いする。

なお、国庫補助対象として、

- ・ 保健衛生施設等設備整備費補助金の重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業においては、C J D確定診断（剖検）支援の一環としての検査機器（電気メス及び電気鋸）
- ・ 神経難病患者在宅医療支援事業においては、C J Dの確定診断（剖検）に要する経費

を対象経費としていることから、可能な限りC J Dの確定診断（剖検）を行っていただくほか、C J D対策の相談体制については、既に送付しているC J D専門医リストを参考の上、患者や家族等からの相談に十分な対応をお願いする。

⑫ その他関連事業について

ア 災害時における人工透析及び難病患者等への対応について

災害時における人工透析及び難病患者等への対応について、「厚生労働省防災業務計画」に基づき対応しているが、地震や台風等の大規模災害が頻発している状況に鑑み、災害時の人工透析及び難病患者等への医療の供給体制の確保が迅速に行えるよう、人工透析及び難病患者等の被害や医療供給体制の支障等について情報を得た場合は、厚生労働省健康局難病対策課に速やかに情報提供願いたい。

イ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金への対応について

都道府県労働局・ハローワークにおいて、指定難病患者等を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行っているところ。

難病相談支援センター等において、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/hattatsu_nanchi_pamphlet01.pdf）に掲載しているリーフレット等を活用した本事業の周知に御協力いただくとともに、都道府県労働局・ハローワークと連携するなど、本事業の効果的な実施に御協力をお願いしたい。

ウ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象疾病について

難病法に基づく指定難病の拡大に伴い、障害福祉サービス、相談支援、補装

具及び地域生活支援事業の障害福祉サービス等の対象となる疾病が、332に拡大されたところである。

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/002.pdf>) に掲載しているリーフレット等を活用した本事業の周知に御協力いただくとともに、福祉部局と連携するなど、本事業の効果的な実施に御協力をお願いしたい。

2. 小児慢性特定疾病対策について

- (1) 「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」について

平成27年10月に、「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」が策定された。この基本方針に基づき、今年度中に小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を促進するため好事例や課題の調査を行うとともに、平成28年度も引き続き、移行期医療の体制整備等を促進するためのモデル事業を行うなど計画的に取り組むこととしている。基本的な方針の計画的な実施に当たっては、各都道府県の協力が不可欠であるため、御協力をよろしくお願いする。

- (2) 平成28年度予算（案）における事業について

平成28年度予算（案）においては、

- ・小児慢性特定疾病児童等に対する法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度
(小児慢性特定疾病医療費負担金)
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ・小児慢性特定疾病対策等総合支援事業
- ・小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業
- ・小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業

など、小児慢性特定疾病対策を総合的に推進・充実することとしており、小児慢性特定疾病対策関係予算（案）として、総額175億円を計上した。

①小児慢性特定疾病医療費負担金について

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成に要する経費として、162億円の予算を計上している。都道府県等においては、医療費助成の認定手続等に多大な御尽力を頂いているが、引き続き御協力をよろしくお願いする。

②小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について

小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するための事業を行う経費として、9億円を

計上している。都道府県等におかれては、積極的な取組をお願いしたい。なお、都道府県等における取組が一層進むよう、各都道府県等における取組の好事例や課題などを調査し、その結果を周知することとしているので、御協力をお願いする。

③小児慢性特定疾病対策等総合支援事業について

小児慢性特定疾病児童等に対し日常生活用具を給付する事業、慢性疾病児童等地域支援協議会を運営する事業、小児慢性特定疾病指定医を育成する事業など行う経費として、2億円を計上している。

④小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業について

小児期から成人期に向けた児童の成長・発達に合わせ、小児慢性特定疾病児童等が適切に小児医療機関から成人医療機関へ移行できる体制整備を促進するため、平成27年度からモデル事業を実施している。平成28年度も引き続きモデル事業を実施し、移行期医療を円滑に進めるための研修モデルや移行支援実施に当たってのガイドを作成することとしており、その経費として、約19百万円を計上している。

⑤小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業について

小児慢性特定疾病児童等の疾病データの精度の向上と有効活用を図るため、新たなデータ登録システムの開発・試験運用を行うための経費として、約40百万円を計上している。

なお、本システムは、平成29年度の本格運用開始を目指している。

3. ハンセン病対策について

(1) ハンセン病問題の経緯について

厚生労働省においては、平成8年の「らい予防法」廃止以降、平成13年5月の国家賠償請求訴訟熊本地裁判決での敗訴に対して、同月23日に政府として控訴しないことを決定し、同月25日に内閣総理大臣談話及び政府声明を発表した。

また、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、同年6月15日に議員立法で「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同月22日に公布・施行され、ハンセン病元患者の名誉回復及び福祉増進を目的とした各種施策を実施してきた。

これらの取組により、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題については一定の解決が図られたが、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉回復等に関し、未解決の問題が残されていた。このような状況を踏まえ、これらの問題の解決の促進に関して必要な事項を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が、平成21年4月1日から施行され、各種施策を引き続き実施してきた。

①私立ハンセン病療養所における療養等の確保

私立ハンセン病療養所の入所者に対する医療、給与金の支給等福祉事業及び療養所の運営に要する経費を補助することにより入所者の福祉の増進を図ることとしている。（国立ハンセン病療養所における療養及び生活の保障は、医政局において実施。）

※ハンセン病療養所入所者数（平成27年11月末現在）

施設数 14か所（国立13か所、私立1か所）

入所者数 1,651名

平均年齢 国立 13園 83.9歳（平成27年5月1日現在）

私立 神山 86.1歳（平成27年5月1日現在）

②社会復帰の支援及び社会生活の援助

療養所を退所したハンセン病元患者の社会復帰等を支援するため、退所者給与金及び非入所者給与金の支給、退所者等に対する相談事業等を実施。

また、昨年10月から、退所者給与金受給者の配偶者等への支援金（特定配偶者等支援金）の支給が開始された。

※特定配偶者等支援金の概要

退所者給与金受給者が死亡した後の遺族の生活の安定等を目的とし、退所者給与金受給者の扶養対象となったことがある配偶者及び一親等の尊属を対象とする。支給額は全国一律に128,000円とする。

③名誉回復及び死没者の追悼

ハンセン病元患者の名誉回復を図るため、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発のための中学生向けパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催、社会交流支援事業や普及啓発資料の作成のほか、療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の支給等を実施。

なお、改葬費の支給については、これまで死没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が対象であったが、平成27年10月1日からは三親等の親族までが申請できるよう、支給範囲を拡大した。

④親族に対する援護

ハンセン病療養所に入所したことにより、その家族が生計困難になった場合に、その家族に対して、生活保護の基準の例により援護（生活援助、教育援助、住宅援助、出産援助、生業援助、葬祭援助）を実施。

（2）地方公共団体におけるハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施について

促進法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進等を図るため

の施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、各地方公共団体においては、ハンセン病問題の解決の促進に向けた施策の実施をお願いする。

①普及啓発について

ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るためには、普及啓発を継続的に実施することが重要であることから、各地方公共団体においては、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発について、より一層の取組をお願いする。

なお、地方公共団体がハンセン病に対する偏見・差別の解消等に向けた新たに取り組む普及啓発事業を支援する「ハンセン病対策促進事業」を実施しているので、本事業を積極的に活用し、地域におけるハンセン病問題の解決に向けた施策の推進に御協力をお願いする。（一事業当たり250万円を上限）

②相談及び情報の提供等について

促進法第17条において、「国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずる」とされている。

各地方公共団体においては、退所者や退所希望者等に対する社会生活支援に関する相談事業の充実をお願いする。

また、退所者に対する公営住宅のあっせん・優先入居、ハンセン病療養所死没者の納骨、改葬に対する支援などについても引き続き御配慮をお願いする。

③年金生活者等支援臨時福祉給付金について

低所得の高齢者向けの給付金（年金生活者等支援臨時福祉給金）は、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、できる限り早期に支給されることとなっており、また、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は、平成28年度の簡素な給付措置と併せて支給することとしており、平成28年10月頃から支給されることとなっているが、国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者及び非入所者給与金のうち援護加算を受ける者については、この給付金の対象とならない。

ついては、都道府県においては、当該受給者に対してその旨を周知していただくことを予定しており、具体的な対応等については、おって依頼することとしているので、御協力をお願いする。

④情報の共有及び連携について

国と地方公共団体との情報の共有や連携の強化を図るために「ハンセン病問題対策促進会議」を開催しており、平成27年度は、平成28年2月4日に開催する。

ハンセン病問題の解決の促進のためには、各都道府県、厚生労働省及びハンセン病療養所の連携、協力、支援等が不可欠であり、引き続き担当者の出席をお願いする。

(3) 厚生労働省におけるハンセン病問題の解決に向けた主な取組について

促進法第18条において「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」とされている。

厚生労働省においては、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るため、国民に対してハンセン病問題に対する正しい知識の啓発に努めるなど、普及啓発を継続的に実施していくこととしている。

①らい予防法違憲国家賠償請求訴訟の提訴期限について

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟については、らい予防法を廃止した平成8年4月1日から20年後の平成28年3月末が提訴期限となる。すでに平成28年1月4日付け通知をもって御協力をお願いしているところであるが、都道府県におかれては、ホームページ、広報紙等を活用するなど、住民に対して期限の周知を図っていただくよう改めて御協力をお願いします。

②国立ハンセン病資料館について

国立ハンセン病資料館は、促進法第18条において、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を行うための拠点として、様々な取組を行っている。

平成26年度は約2万8千人、オープン以来22年間で約33万人が来館しており、平成27年度は、ハンセン病を題材にした映画等の影響もあり、3万人を超える見込みである。引き続きハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発に向けた取組を推進していく。

③重監房資料館について

促進法第18条やハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、普及啓発事業の一環として、ハンセン病隔離政策の歴史において象徴的な施設である重監房（特別病室）の一部を再現し、群馬県草津町の国立療養所栗生楽泉園隣地に重監房資料館を整備し、平成26年4月30日にオープンした。年間約1万人の来館がある。各都道府県においては、こちらの重監房資料館も、啓発活動に活用して頂きたい。

④ハンセン病問題に関するシンポジウムについて

厚生労働省の主催の下「ハンセン病問題に関するシンポジウム」を平成16年度から開催しており、平成27年度は、皆様からの御協力を得て、平成27年11月3日に札幌市で開催した。

今後も療養所非所在道府県で開催していく予定であり、平成28年度は兵庫県で開催することを予定している。その他の療養所非所在府県においても、平成29年度以降のシンポジウムの開催について、御検討いただきたい。

⑤らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日について

6月22日※を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」とし、厚生労働省主催の追悼、慰霊と名誉回復の行事を実施している。

(※6月22日：「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日)

平成28年度も同様の行事の実施を予定しているが、詳細な内容についてはおって連絡する。